

高知県における夜間中学設置に向けた取組 － 夜間中学設置の意義と課題 －

岩 崎 保 道
高知大学 人文社会科学系 教育学部門

Activities for establishing night middle schools in Kochi Prefecture :
The meanings of and problems with the establishment of night middle schools

Yasumichi IWASAKI

キーワード：夜間中学 高知県 教育委員会

I. はじめに

本稿は、高知県における中学校夜間学級（以下、「夜間中学」と呼ぶ）の設置に向けた取組を整理し分析することにより、設置の意義や課題点を考察するものである。その検討方法として、夜間中学に関する先行調査をまとめたうえで、高知県における夜間中学設置に係る動向を紹介するとともに、この事例分析を通じて、特に夜間中学のニーズに関して検討するものとする¹⁾。

夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級である²⁾。夜間中学は、我が国の教育制度において重要な役割を担ってきたと言えよう。しかし、長らく夜間中学の開設と存続は、自治体まかせの状況が続いてきたため、ピーク時に89校あった夜間中学は減少していく³⁾。その後、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（2017年3月31日文科科学大臣決定）」を受けて、2019年度に埼玉県及び千葉県に夜間中学が設置されたものの、2020年度現在、34校（10都府県）まで減少した。近年の傾向として、日本国籍を有しない生徒が増加している。夜間中学は地域や学習者のニーズに応じて、いわゆる識字教育や中国残留引き上げ日本人の教育、外国人の日本語教育に対応してきた経緯があり、多様な実態が見られる⁴⁾。

2016年に夜間中学の設置が義務化され、政策的に取組が推進されている。しかし、多忙な教育現場や財政的な課題などもあって、夜間中学の設置はあまり進んでいない地域が多く見受けられる。

高知県では、2021年度の夜間中学設置に向けて、県教育委員会が主催者となって各地で夜間中学の体験学校が開催されたり、市民活動家が勉強会を開催するなど活発な動きが見られる。これらの事例を整理、分析し、設置の意義や課題について検討することは、他県の取組の参考になると考えた。

II. 夜間中学に係る教育政策

2016年公布「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下、「教育の機会の確保等に関する法律」と呼ぶ）」14条では、全ての都道府県及び市町村に対して、夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務付けられた。同法第15条では、都道府県及び当該都道府県内の市町村は、第14条に係る事務について、都道府県及び市町村間の役割分担に関する事項の協議や連絡調整を行う協議会の設置を可能とする定めがある。そのため、各自治体が本協議会を活用するなど夜間中学の設置促進等のための施策の推進が期待されている。

また、2017年に文科科学省は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を示し、自治体に対して「全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されること」「各地方公共団体において、ニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援や広報活動などを推進すること」を指示した。

さらに同省（2017）は、都道府県教育委員会教育長及び各指定都市教育委員会教育長に対して、夜間中学等の設置・充実に向けた取組の推進に関わる依頼を行うとともに、夜間中学の設置・充実に向けた

手引きを作成した⁵⁾。そのうえで、教育委員会に対して、「法及び基本指針並びに第3期計画を踏まえ、夜間中学等の設置・充実に向けた取組の一層の推進を図るようお願いします。」との依頼を行った⁶⁾。

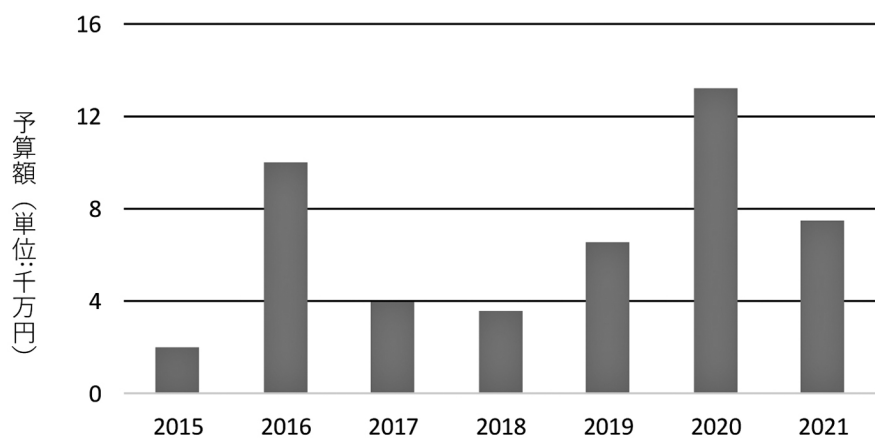


図1 夜間中学の設置促進、充実に関わる概算要求
(出典) 文部科学省 (各年度) : 概算要求主要事項

図1は夜間中学の設置促進や充実に関わる概算要求である。2016年度及び2020年度以外は8千万円以下である。2016年度は夜間中学の教育実践の高度化と未設置道県の設置促進、2020年度は多様な生徒に対応するための教育活動の充実と就学支援策の充実があげられていた。2021年度は前年度より減少

しており夜間中学の設置促進や充実への影響が懸念される。

Ⅲ. 夜間中学に関する先行調査

1. 夜間中学に係る実態調査 (文部科学省)

文部科学省は「中学校夜間学級の設置ニーズ、設置に係る検討状況、詳細な実態等について調査を行い、夜間学級に対する支援や設置促進のための施策の検討に資する。」ことを目的として、2014年度及び2017年度に全教育委員会及び全市区町村教育委員会を対象として夜間中学に関する実態調査を行った。以下は、そのうちの「夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置」「夜間中学の生徒数の推移」「夜間中学の生徒の年齢別割合の推移」を取り上げたものである⁷⁾。この調査結果(2014年度)の公表に際して、文部科学省は夜間中学に対するニーズがあることを確認し、その後、立て続けに具体的な改善方策を取り始めた⁸⁾。

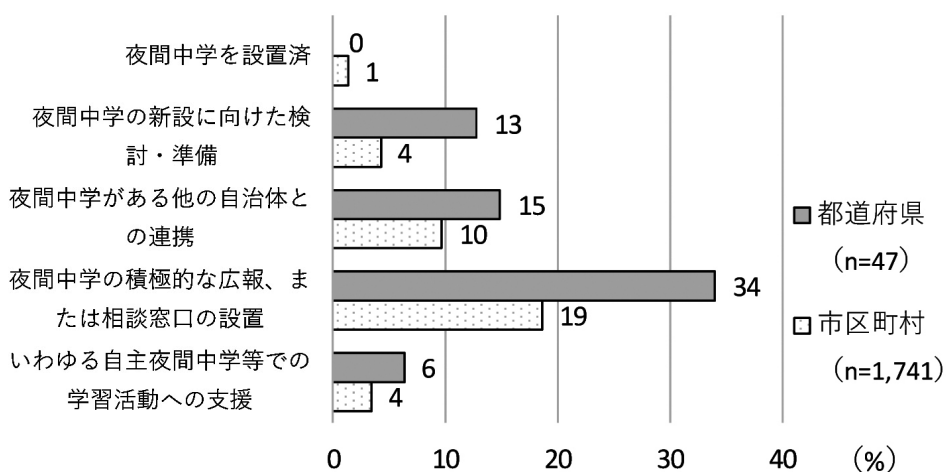


図2 2017年度 夜間中学における就学機会の提供等に係る措置 (複数回答可)
(出典) 文部科学省 (2017) : 平成29年度夜間中学等に関する実態調査.

図2は、2017年度における夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置に係る調査結果である。夜間中学を設置済の割合は、市区町村において、わずか1%である。ただし、「夜間中学の新設に向けた検討・準備をしている」は、都道府県が13%、市区町村が4%となっている。

質問項目のなかで「夜間中学の積極的な広報、または相談

窓口の設置」の割合が比較的高かった（都道府県：34%、市区町村：19%）。設置者別に見ると、ほとんどの項目において、都道府県が市区町村の割合より高かった。このように、夜間中学の設置や窓口相談の設置などの取り組み実態としては全般的に低いことが確認できる。

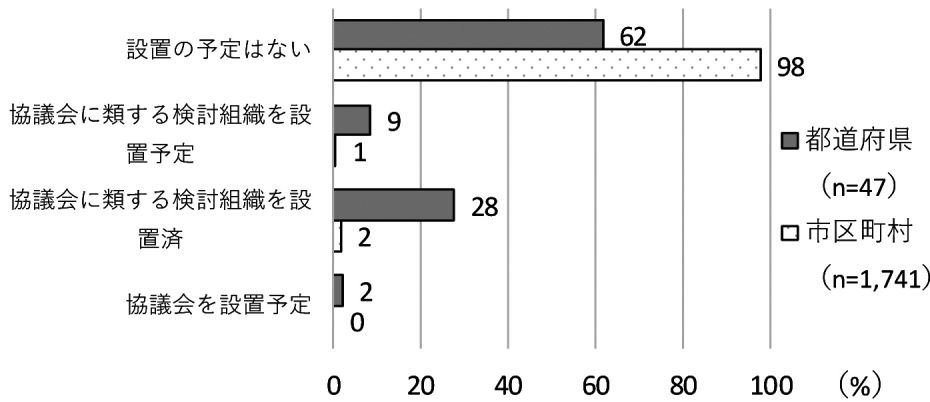


図3 2017年度 教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置状況
 (出典) 文部科学省 (2017), 前掲書.

図3は、2017年度における教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置状況である。市町村のほとんどが協議会等の設置を予定していなかった。都道府県の4割が協議会に類する検討組織を設置済または設置予定としている。このように、全般的に協議会等の設置割合は低かった。

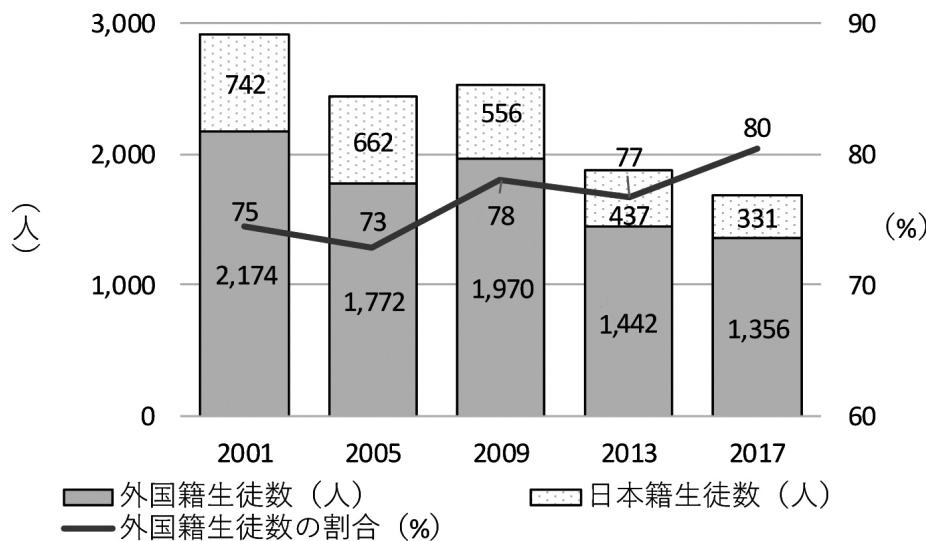


図4 夜間中学生徒の推移
 (出典) 文部科学省, 各年度: 夜間中学等に関する実態調査.

夜間中学の生徒数は減少傾向にある(図4)。2001年度から2017年度までの16年間で1,229人減少した(42%の減少)。特徴的なのは、外国籍の生徒の割合が増加している点である⁹⁾。2001年度の外国籍生徒数の割合は75%だが、2017年度は80%に増加した(5ポイントの増加)。また、日本籍生徒数の減少率が著しく、2001年度から2017年度までで55%減少した。これ

らは、夜間中学の社会的ニーズが変化していることを表すものである。2017年度における外国籍の生徒を国別で見ると、中国が42%、ネパールが17%、韓国・朝鮮が15%などとなっている。

なお、地域によって外国籍の生徒の割合は異なるものと推察される。文部科学省(2017)の調査結果においては、都道府県別の外国籍生徒数の割合は示されておらず、地域別の格差は不明である。

図5は、夜間中学の生徒の年齢別割合の推移を見たものである。50才以上の割合が4割と高いが、2014年度から2017年度にかけて6ポイント減少している。一方、30才未満が7ポイント増加した。なお、30～50才未満の割合はほとんど変化がない。

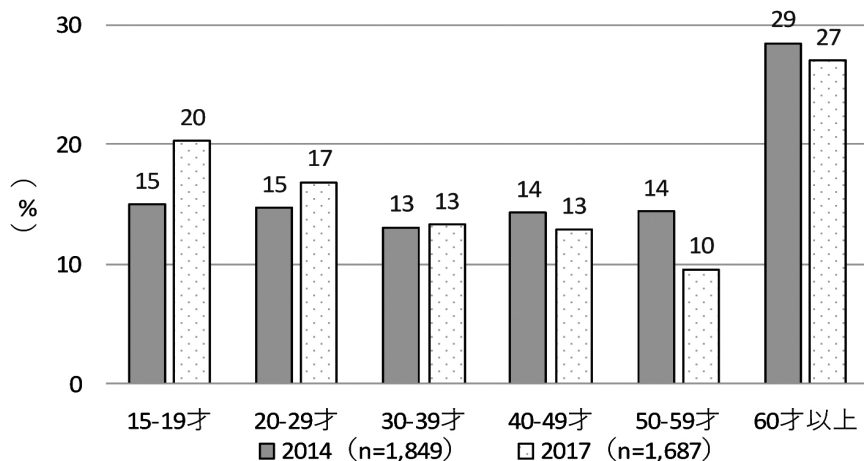


図5 夜間中学の生徒の年齢別割合

(出典) 文部科学省 (2014, 2017) : 夜間中学等に関する実態調査。

年齢構造の変化は、図3で見た、日本籍生徒数の減少率が著しいことや、外国籍生徒数の割合の増加が関係している可能性がある。

以上のように、全国的に夜間中学の取り組みが鈍い現状や、夜間中学の生徒数及び年齢別割合が変化していく状況について、数値の傾向を見ることにより把握することができる。

2. 夜間中学に関する先行調査

夜間中学に関する先行調査には、夜間中学の歴史的経緯や形成、政策的展開、課題について論考したものがあ。例えば、草ほか (2018) は 1947 ~ 1955 年の日本における夜間中学校とその生徒の基本的特徴を各学校のレベルから把握することを目的とするものであった¹⁰⁾。添田 (2018) は、夜間中学の法制化をめぐる近年の動向を整理したうえで、夜間中学新設にむけた協議は、国と地方公共団体の責任のもと、多様なアクターが基礎教育保障の実現に向けて関与し、意思決定、合意形成、役割分担を行っていくためのシステム構築を意識して行われるべきだと提起した¹¹⁾。

浅野ほか (2019) は、2011年に公立夜間中学生 (n=1,048) 及び自主夜間中学生 (n=102) を対象にして、夜間中学生の生活と意識を把握するアンケート調査を実施した。その結果、「ほとんどの生徒が経済的貧困層であったこと」「生徒の多くは、文字と言葉 (識字または日本語) の壁、および、基礎学力 (計算、日本社会に関する知識等) の不足により、日常生活で様々な困難に直面していた」「生徒の多くは社会関係が希薄で、孤立しがちであった」などの傾向があることを示した¹²⁾。また、生徒の多くが高く評価した点として、「読み書きができるようになった」「仲間、友達ができた」「いい先生と出会えた」があげられ、文字と言葉の壁、社会関係の希薄さに悩まされていた生徒たちにとって、夜間中学は極めて重要な役割を果たしていたことを明らかにした¹³⁾。

関本 (2019) は、夜間中学設置に向けた課題として、各都道府県が協議会の立ち上げに向けて、自主夜間中学や夜間中学をつくる会、基礎教育研究者等との十分な連携が重要であること等をあげた¹⁴⁾。

不登校に関する調査研究協力者会議ほか (2019) は、夜間中学の現状と課題を検証し、夜間中学の設置推進・充実を図る観点から総合的な推進方策について検討を行った。その結果、夜間中学のニーズ把握に関する課題として「都道府県において何らかの形でニーズ調査が行われたが、十分にニーズが把握されたとは言えない。形式的にニーズ調査を実施しても、夜間中学への入学を希望する者の把握は困難。」としたうえで、その対応として「引き続き効果的なニーズ調査の方策について検討すること、自治体におけるニーズ調査の実施を促すとともに支援することを明確化する。」と提案した¹⁵⁾。また、教育機会確保法第15条に基づく協議会等の設置に関する課題として「他の市町村から生徒を受け入れる際の学校運営経費に係る応分負担など、具体的な夜間中学設置に向けた検討には、都道府県が一定の役割を果たし、関係市町村や民間団体と調整することが必要である。」としたうえで、その対応として「夜間中学の設置に向けた検討や他市町村からの生徒受入れ等が進むよう、都道府県に対し、協議会などの関係市町村 (指定都市を含む) の情報共有を行う場を設置し、市町村間調整を主導するよう促す。」と述べており、協議会の機能強化をあげた¹⁶⁾。

以上のなかで、本稿の課題に関わってくる調査結果は、第1に、添田 (2018) や関本 (2019) が指摘した夜間中学の設置に向けては行政機関等の連携が重要であること、第2に、関本 (2019) が指摘した夜間中学のニーズ調査は困難であることである。

IV. 高知県における夜間中学設置に向けた取組

全国各地において、夜間中学設置に向けた取り組みが行われている。宮城県教育委員会¹⁷⁾、鳥取県教育委員会¹⁸⁾、沖縄県教育委員会¹⁹⁾など各地の教育委員会においては、夜間中学設置に向けて夜間中学のニーズ調査や設置促進に向けた検討が行われた。また、北海道、福島県、埼玉県、京都府、岡山県、福岡市などでは、夜間中学設置を支援する市民団体（「夜間中学をつくる会」）が活動している。

本章では、高知県における夜間中学設置に向けた取組を紹介する。高知県では1998年に自主夜間中学²⁰⁾が高知市に1校設置された。同校において、授業は公立小学校を借用して平日（週5日）の18時～20時50分までの時間帯に国語、数学、理科、社会、英語の5教科を教える体制がとられた。四国における自主夜間中学の設置は同校が初めてであり、公設民営化を目指すこととされた。この活動を踏まえつつ、高知県では2021年度に夜間中学を設置することが決定した。正式名称は高知県立高知国際中学校夜間学級（高知市）である。

1. 高知県教育委員会を中心とした夜間中学の設置推進に向けた取組

高知県教育委員会は、2021年度に夜間中学の開校を目指して準備を進めてきた。授業料無料の週5日（夕方の始業）を想定している。高知県では、夜間中学のニーズに関する社会調査の実施や体験学校の開校、広報活動など、夜間中学の設置推進に向けた取組が行われている。本節では、その取組状況や動向、高知県教育振興基本計画における夜間中学に係る推進事業を紹介する²¹⁾。

2018年に高知県は夜間中学に関する質問を含む県民世論調査を実施した。その中で「国勢調査（H22）によると、県内には約1,062人の義務教育未修了の方がいることや、外国籍の人や不登校経験者など、中学校での学び直しを必要としている方がいます。県では、こうした方たちに、夜間中学を設置し、学習の場を提供したいと考えています。」と述べて、次の質問に対する回答を得た²²⁾。「あなたご自身や親族、友人などのうち、夜間中学に興味のある方や通ってみたい方はいませんか」との質問については、「いる」が3%（42人）、「いない」が93%（1,513人）であった（n=1,634）。「いる」の回答者（n=42）に「なぜ通いたい、通わせたいと思いますか」（複数回答可）と質問したところ、「不登校等の理由により中学校からほとんど学校に行くことができなかった」が31%（13人）、「不登校等の理由により小学校からほとんど学校に行くことができなかった」が14%（6人）、「家庭の都合や金銭的な理由により中学校に行くことができなかった」が12%（5人）などの回答があった。

高知県教育委員会は2018～2019年にかけて体験学校の参加者にアンケート調査を実施した（n=246）。「夜間中学ができたなら、通ってみたいと思いますか」の質問について、「（1）通ってみたいと思う」が21%（52人）、「（2）通ってみたいが、場所が遠かったり、終わる時間が遅かったりする」と困る」が27%（66人）、「（3）あまり通いたいとは思わない」が15%（36人）などであった²³⁾。また、（1）及び（2）の回答者（n=69）に「もし、お住まいの市町村内に夜間中学ができた場合、入学を希望するか希望しないか」という質問をしたところ、「希望する」が36人、「希望しない」が21人であった²⁴⁾。また、同委員会は2017年に公立中学校夜間学級設置検討委員会を開催した。2019年12月に第1回夜間中学設置準備委員会²⁵⁾を設置・開催し、設置主体は県（県立）、設置場所は「高知市かその周辺」と公表した。また、2018年11月から高知県内各地で体験学校を開校して周知に努めてきた。2018年11月～2019年10月において18市町村で20回開催し、延べ263人が参加した²⁶⁾。

第3期高知県教育振興基本計画（2020～2023年度）においては、「進路未定のまま中学校を卒業した方や高等学校を中途退学した方、さまざまな理由により義務教育を受けられなかった方、本国で義務教育を受けていない外国籍の方など、必要な時期に十分に学ぶことができなかった方がいます。」という課題点をあげたうえで、その対策として「さまざまな背景を持つ方の就学機会（学びの場）を確保するため、本県における中学校夜間学級の設置・開校に向けた教育環境の整備を行います。また、開校後は、教育環境の充実と教育活動の活性化を図るなど、円滑な学校運営を推進します。」としたうえで、具体的な取組として「中学校夜間学級設置促進等推進事業」（表1）を示した²⁷⁾。

この事業は「多様なニーズに対応した教育機会の提供」の範疇において実施されるものであり、その点は「到達目標」にも掲げられている。事業の具体的な内容は「実施内容」に列記されており、教育環境の整備や、生徒募集に向けた広報周知活動の推進などが予定されている。ただし、課題として、入学者数の把握が困難であることや、教育活動の充実や生徒の支援のために市町村との協議が必要で

あるとしている。入学者数の把握が困難である課題は、前述した県民世論調査（2018）及び高知県教育委員会（2019）のアンケート調査の結果などを根拠にしていると推察する。

表1 高知県中学校夜間学級設置促進等推移事業

（出典）高知県教育委員会（2020）：第3期高知県教育振興基本計画，200.

概要	様々な背景を持つ方の就学機会（学びの場）を確保するため、本県における中学校夜間学級の設置・開校に向けた教育環境整備を行う。また、開校後は、教育環境の充実と教育活動の活性化を図るなど、円滑な学校運営を推進する。
到達目標	○中学校夜間学級を開校し、様々なニーズに応じた学びが実現している。 ・県民に対する広報・周知活動の実施 ・個別ニーズに応じた教育課程の編成 ・円滑で持続可能な学校運営及び教育活動の実施
目標達成に向けた課題	○入学者数の把握が難しい。 ・生徒募集に際し、潜在化しているニーズに対する効果的な広報・周知活動が必要 ・県内各地のニーズに対応するには、市町村による設置が必要 ○市町村との協議の場の設定 ・教育活動の充実や就学に対する生徒の支援には、市町村との協議が必要
実施内容 (2020～2023 年度)	●教育環境の整備（教育課程編成、教材選定、入学要件の整備など） ●生徒募集に向けた広報周知活動の推進（入学説明会の開催、ポスターや学校案内を作成・配布、県の広報や新聞への記事掲載） ●開校後の円滑な学校運営（個別最適化された学びの実現など） ●市町村教育委員会との連携（市町村教育委員会と県教育委員会との連携を図るため協議の場を設定など）

2. 市民による夜間中学設置に向けた活動

2018年12月に市民が中心となって「高知県に『夜間中学』をつくる会」が立ち上げられた。2020年までに高知市で数回、学習会が開かれ、それぞれ数十名が参加して夜間中学のあるべき姿や、県外で夜間中学に通っている方の体験談などが語られた。体験談においては、講師（体験者）より、修学期に様々な事情で教育が中断せざるを得なかった事情、夜間中学に通うきっかけ、夜間中学で学ぶことの喜びについて説明があった。これらの活動は地域の新聞でも取り上げられている。

なお、筆者はこの会に参加し、夜間中学の卒業生から入学に至った経緯や、学校生活の出来事、卒業時の充実感を直接聞く機会を得た。夜間中学の社会的必要性を改めて実感させられた。

このように、市民が夜間中学設置の必要性を訴えて市民活動を展開することは、社会的な関心を高めるとともに、義務教育の必要性を再考する貴重な機会になるだろう。

V. 夜間中学設置の課題

夜間中学の設置の意義は、浅野ほか（2019）の調査結果で示されたように、経済的・社会的に自立を目指す人々の需要に応えることに加えて、自尊感情を高め、生きがいを見出すことにもつながる。これは、市民の生活環境を向上するうえでも非常に有意義である。ただし、夜間中学の設置主体が、潜在化しているニーズを地域から掘り起こし、義務教育を真剣に学びたいという向学心や知識欲を持つ人々を実際に呼び込めるかが課題となる。そのためには、夜間中学が安全・安心な場所であり、「学びの拠点」そして「居場所」となることが前提になる。つまり、夜間中学の社会的役割や設置の意義を広く市民に理解していただくことが重要である。これを、自治体単独で考えるのではなく、市民と協働して「我が街の夜間中学」として作り上げていくべきではないか。夜間中学の設置や支援を目的とした市民活動は全国各地で行われており、夜間中学に関心を持つ一般市民や教育関係者など多様な人々が参加して、課題や今後の展開について議論を重ねている。高知県の場合、上述した「高知県に『夜間中学』をつくる会」が夜間中学の設置が決定した後も、市民対象の学習会を開催して議論を行うなど夜間中学の存在異議を訴え続けている。このような草の根の活動が、市民目線・現場目線で夜間中学の在り方を考える好機であり、潜在化するニーズを掘り起こすヒントにもつながると考える。

高知県における夜間中学設置に向けた課題を整理してみよう。

第1に、夜間中学のニーズの把握は容易ではない。この点は、関本（2019）が指摘しており、不登

校に関する調査研究協力者会議ほか（2019）及び表 1 で示した課題にも示されている。

未就学者のなかには夜間中学で学ぶことを希望する者が一定数含まれていると考えられる²⁸⁾。2010 年における高知県の未就学者数は人口一人当たり 13.3 人であり、全国（10.0 人）と比べると多いが、現在の状況は把握できていない。人口一人当たりの未就学者数の傾向（全国）を見ると、1990 年が 17.6 人、2000 年が 12.5 人、2010 年が 10.0 人と減少しており、高知県の未就学者数も同様の傾向にある可能性がある。さらに、図 2 で見たように、全国的に外国籍の生徒の割合が増加している傾向が目立っているが、地方都市における在留外国人が少ない状況であることから、外国籍の生徒の入学は限られたものになるだろう。これに関するデータを見てみよう。

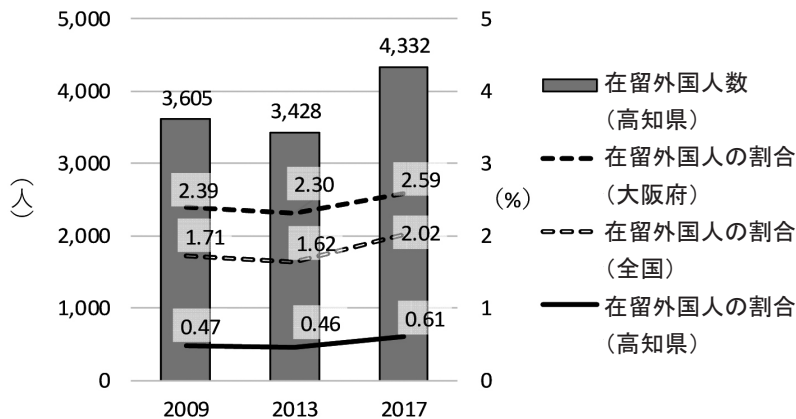


図 6 高知県における在留外国人数の推移（出典）政府統計 e-Stat.

図 6 は、高知県における在留外国人数の推移である。2009 年度から 2017 年度にかけて、在留外国人数は 727 人増加した（20% の増加）。しかし、高知県の在留外国人の割合は比較的 low、2017 年度において全国と比べて 1.41 ポイント、大阪府と比べて 1.98 ポイントも低かった。この傾向が夜間中学のニーズに直結するものではないが、参考にすべき数値と考える。

第 2 に、夜間中学設置・運営にあたり、添田（2018）や関本（2019）が指摘したように、行政機関など関係機関の連携が重要になる。この点において、運営主体の決定と連携体制の構築が課題となる。

高知県における夜間中学の設置者は県であるが、高知市など別の機関とは協議会を設けておらず、現時点では設置予定はないという。「教育の機会の確保等に関する法律」第 15 条を基に都道府県と市町村が、経費や広報面も含めた役割分担を行い推進していくことが強く望まれるが、図 2 で見たように全国的にあまり進んでいない。その要因として、運営等に係る費用負担の問題が考えられる。図 1 では夜間中学の設置促進や充実に関わる概算要求の推移を見たが、財政的な支援体制は十分とは言えない²⁹⁾。そのため、国レベルで財政的な裏付けを中心にした支援策をさらに拡充すべきと考える。

VI. 小括

本稿は、高知県における夜間中学の設置に向けた取組を整理し分析することにより、設置の意義や課題点を考察することを目的とした検討を行った。その結果、「夜間中学のニーズの把握は容易ではないこと」「夜間中学設置・運営にあたっては、関係機関との連携・調整が重要であること」の 2 点をあげることができた。これらは、夜間中学の継続的な運営のために重要な課題であると言える。

夜間中学のニーズは、社会環境の移り変わりによって変化していく。本稿の分析を通じて全国的な傾向を見ると、外国籍生徒数の割合の増加（図 4）や、若い世代の生徒割合の増加（図 5）が特徴的であった。ただし、これは地域差が大きいものと推察され、そのことが夜間中学の社会的ニーズに影響を与えるものとする。また、夜間中学のニーズは「入学希望既卒者」「不登校となっている学齢生徒」など多様であり、一概に捉えることが困難な側面がある。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（2017 年）の趣旨に沿い、その地域の社会的ニーズに適合する教育サービスを展開することが望まれる。つまり、夜間中学の取組は、画一的なものではなく、地域の環境や事情によって工夫を凝らしていく必要があると考える。

前章は、高知県の夜間中学設置に関わる事例紹介を行ったが、設置後も継続してニーズ調査や関係機関等との連携状況などを注視する予定である。今後の課題として、高知国際中学校夜間学級の生徒募集が 2020 年 10 月に開始される。募集人数は 40 人程度だが、入学者の動向を分析する必要がある。

注・文献

- 1) 文部科学省（2018）：夜間中学の設置・充実に向けて【手引】（第2次改訂版），20—28. では、夜間中学のニーズとして「義務教育未修了者」「入学希望既卒者（実質的に義務教育を十分に受けていない者など）」「不登校となっている学齢生徒」「外国籍の者」をあげている。
- 2) 文部科学省（2018），同書，1.
- 3) 添田祥史（2018）：夜間中学をめぐる動向と論点整理，教育学研究，196.
- 4) 加茂川幸夫（2019）：夜間中学と外国人の教育機会，内外教育，19.
- 5) 文部科学省（2017）：夜間中学の設置・充実に向けて【手引】．文部科学省（2018），前掲書．
- 6) 文部科学省（2018）：第3期教育振興基本計画等を踏まえた夜間中学等の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）．
- 7) 文部科学省（2017, 2014）：夜間中学等に関する実態調査．
- 8) 江口怜（2016）：夜間中学政策の転換点において問われていることは何か，〈教育と社会〉研究，41.
- 9) 外国籍の者は、国際人権規約等を踏まえ、日本国籍の者と同様に夜間中学に受け入れ、教育機会を確保することが求められている。
- 10) 草京子ほか（2018）：1947～1955年における夜間中学校と生徒の基本的特徴（全編），神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要，18.
- 11) 添田祥史（2018）：夜間中学をめぐる動向と論点整理，教育学研究，85.
- 12) 浅野慎一（2019）：夜間中学の変遷と未来への「生命線」—夜間中学生アンケートをふまえて，「日本の科学者」，本の泉社，18.
- 13) 浅野，同書，19.
- 14) 関本保孝（2019）：「すべての人に義務教育を」求め続けた全国夜間中学校研究会の60年，「日本の科学者」，本の泉社，10.
- 15) 不登校に関する調査研究協力者会議ほか（2019），義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ，4.
- 16) 不登校に関する調査研究協力者会議ほか，同書，7-8.
- 17) 宮城県教育委員会ほか（2018）：夜間中学設置に向けた調査研究報告書．
- 18) 鳥取県教育委員会（2019）：夜間中学の検討状況について．
- 19) 沖縄県教育委員会（2019）：夜間中学設置主体案及び夜間中学設置に係るニーズ調査報告．
- 20) 自主夜間中学とは、義務教育未修了者や外国人などに基礎教育を提供するために、市民が自主的に運営する学習支援組織を言う。一般的に地域の社会教育施設を利用して夜間に授業が行われる。
- 21) 本稿の高知県に関わる資料は、2020年9月14日に高知県教育委員会より引用の許可を得た。
- 22) 高知県（2019）：平成30年度 県民世論調査，178-184.
- 23) 高知県教育委員会（2019）：夜間中学体験学校実施報告．
- 24) 高知県教育委員会，同書．
- 25) 同委員会は、公立中学校夜間学級の設置に向け、必要な事項について検討することを目的に設置され、「公立中学校夜間学級の設置及び開校に向けた準備に関すること。」「公立中学校夜間学級の設置及び運営に係る県と市町村との連携に関すること。」などを検討事項としている。
- 26) 高知県教育委員会（2019）：夜間中学体験学校実施報告．
- 27) 高知県教育委員会（2020）：第3期高知県教育振興基本計画，200.
- 28) 未就学者は「在学したことのない者又は小学校を中途退学した者」の人数であり、「小学校卒業後中学校に入学しなかった者」や「中学校を中退した者の数」が含まれていない。
- 29) 関本保孝（2018）：夜間中学校における多様な生徒の受入と国への働きかけ，「移民政策研究」154. においては、夜間中学の課題の一つに予算をあげている。